

藤沢市文化財保存活用地域計画(案)

内容

序章.....	1
1 本計画作成の背景と目的.....	2
2 本計画の位置付け.....	2
(1) 神奈川県文化財保存活用大綱.....	3
(2) 藤沢市市政運営の総合指針2028.....	3
(3) 藤沢市教育振興基本計画.....	3
(4) 藤沢市地域防災計画.....	3
(5) 藤沢市環境基本計画.....	3
(6) 藤沢市都市マスタープラン.....	3
(7) 旧東海道藤沢宿街なみ継承地区街なみ継承ガイドライン.....	3
(8) 藤沢市観光振興計画.....	4
(9) 生涯学習ふじさわプラン2026.....	4
(10) 藤沢市文化芸術振興計画2028.....	4
3 計画期間.....	5
4 本計画で取り扱う文化財の定義.....	5
第1章 藤沢市の概要.....	7
1 自然的・地理的環境.....	8
(1) 位置・面積.....	8
(2) 地形・地質.....	9
(3) 水系.....	11
(4) 気候.....	12
(5) 生物環境（植生・動物）.....	13
2 社会的状況.....	13
(1) 市の成り立ち.....	13
(2) 人口（将来推計含む）.....	15
(3) 産業.....	16
(4) 交通.....	17
(5) 観光.....	18
3 文化施設.....	19
(1) 藤沢市藤澤浮世絵館.....	19
(2) 藤沢市ふじさわ宿交流館.....	19
(3) 常設展示室（藤沢市民ギャラリー）.....	19
(4) 藤沢市文書館.....	20
(5) 藤沢市民会館.....	20
(6) 藤沢市アートスペース.....	20
(7) 湘南台文化センター.....	20
(8) 明治郷土史料室.....	20

(9) 鶴沼郷土資料展示室.....	21
(10) 遊行寺宝物館.....	21
(11) 江島神社奉安殿.....	21
(12) 日本大学生物資源科学部博物館「骨の博物館」.....	21
(13) 新江ノ島水族館.....	21
4 歴史的背景.....	23
(1) 原始(旧石器～弥生時代).....	23
(2) 古代(古墳～平安時代).....	24
(3) 中世(鎌倉～戦国時代).....	25
(4) 近世(江戸時代).....	27
(5) 近現代(明治以降).....	28
第2章 藤沢郷土資源の概要.....	33
1 指定・登録文化財の概要と特徴.....	34
2 未指定文化財の概要と特徴.....	34
3 類型ごとの概要と特徴.....	36
(1) 有形文化財.....	36
(2) 無形文化財.....	38
(3) 民俗文化財.....	38
(4) 記念物.....	39
(5) 文化的景観.....	39
(6) 伝統的建造物群.....	39
(7) 包蔵地.....	40
(8) 文化財の保存技術.....	40
(9) その他.....	40
第3章 藤沢市の歴史文化の特徴.....	41
1 水が造りあげた大地のかたち～地形を巧みに利用した人々の営み～.....	42
2 湘南の海と砂丘～相模湾がもたらした多彩な恵み～.....	44
3 信仰が集めた人と物～願いがもたらした藤沢の歴史文化～.....	46
4 藤沢を形作った陸の道・海の道～東海道とさまざまな道が呼び込んだ発展～.....	48
5 さまざまな風土によって生み出された多様な生業.....	50
～多彩な地理的特徴に基づいた藤沢の地域色～	
第4章 藤沢郷土資源に関するこれまでの取組・現状.....	53
1 調査に関する取組・現状.....	54
(1) 国が主体となつて行つた調査.....	54
(2) 神奈川県が主体となつて行つた調査.....	54
(3) 藤沢市等が主体となつて行つた調査.....	55
2 保存・活用に関する取組・現状.....	58
(1) 指定・登録の推進.....	58
(2) 指定文化財等の保存・整備.....	58

(3) 補助金制度の活用.....	58
(4) 藤沢郷土資源の普及・活用.....	58
(5) 郷土文化の推進.....	58
(6) 歴史的建造物の活用.....	58
(7) 収蔵庫の維持管理と収蔵品の整理保管.....	59
3 保存・活用推進体制に関する取組・現状.....	59
(1) 市民等との連携.....	59
(2) 文化財保護推進員制度の運営.....	59
(3) 地名講演会の開催.....	59
(4) 藤沢市郷土芸能等保存継承実行委員会の運営.....	60
第5章 藤沢郷土資源の保存・活用に関する将来像.....	61
1 藤沢郷土資源の保存・活用に関する将来像.....	62
2 藤沢郷土資源の保存・活用に関する基本目標.....	62
(1) 「しる～藤沢郷土資源を知り、魅力を伝える～」.....	62
(2) 「まもる～藤沢郷土資源を守り、未来へつなげる～」.....	63
(3) 「いかす～藤沢郷土資源を活かし、みんながつながる～」.....	63
3 藤沢郷土資源の保存・活用に関する課題.....	63
(1) 「しる～藤沢郷土資源を知り、魅力を伝える～」に関する課題.....	63
(2) 「まもる～藤沢郷土資源を守り、未来へつなげる～」に関する課題.....	64
(3) 「いかす～藤沢郷土資源を活かし、みんながつながる～」に関する課題.....	64
第6章 藤沢郷土資源の保存・活用に関する方針と取組.....	67
1 藤沢郷土資源の保存・活用に関する方針.....	68
2 取組の考え方と重点取組.....	68
(1) 重点取組.....	69
(2) 実施主体.....	69
3 藤沢郷土資源の保存・活用に関する取組.....	69
(1) 「しる～藤沢郷土資源を知り、魅力を伝える～」に関する取組.....	69
(2) 「まもる～藤沢郷土資源を守り、未来へつなげる～」に関する取組.....	71
(3) 「いかす～藤沢郷土資源を活かし、みんながつながる～」に関する取組.....	73
第7章 ふじさわ歴史ストーリー.....	77
1 ふじさわ歴史ストーリー設定の考え方と目的.....	78
2 ふじさわ歴史ストーリーと構成要素.....	79
(1) 「藤沢を駆けた武士たち」.....	79
(2) 「信仰と観光の島、江の島」.....	85
(3) 「旅人と商人でにぎわうまち、藤沢宿」.....	90
(4) 「日々の営みと人々の祈り」.....	97
第8章 藤沢郷土資源の保存・活用に関する執行体制.....	101
1 体制整備の方針.....	102
2 実施主体.....	102

(1) 行政機関.....	102
(2) 所有者・管理者.....	103
(3) 市民.....	103
(4) 関係団体.....	104
(5) 教育機関等.....	104
3 計画の評価と進行管理.....	105

資料編

1 藤沢市文化財保護審議会

- (1) 名簿
- (2) 開催日
- (3) 藤沢市文化財保護条例及び藤沢市文化財保護条例施行規則

2 藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会

- (1) 名簿
- (2) 開催日
- (3) 藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱

序章

序章

1 本計画作成の背景と目的

本市には、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えてきた貴重な文化財が数多く存在しており、文化財保護法や神奈川県文化財保護条例、1960年（昭和35年）に制定した藤沢市文化財保護条例に基づき、この貴重な文化財を保存し、活用してきました。その結果、国・県・市指定文化財が計112件、国登録有形文化財が42件と、多くの文化財が現在まで受け継がれ、郷土の誇りとなっています（2026年（令和8年）3月現在）。

しかし、文化財を取り巻く環境は非常に厳しく、現在さまざまな課題に直面しています。その一つが、文化財の保存や修復にかかる費用や人材です。貴重な文化財を維持し続けるために、適切な管理や修復が必要不可欠ですが、それには多額の費用負担やそれに関わる人材が必要です。そのほか、現在までに把握できていない文化財も多く存在していると思われ、人知れず失われてしまうおそれがあります。

さらに、文化財の活用における課題も浮き彫りとなっています。文化財は単に保存するだけでなく、活用することで生涯学習や観光振興、地域の活性化に大きく寄与する可能性を秘めています。このような活用の可能性を最大限に引き出すためには、正しい知識や技術、そして地域との協力が必要です。しかし、少子高齢化や地域コミュニティ意識の希薄化、ライフスタイルの変化等によって、文化財保護の担い手が不足している現状があります。また、新型コロナウイルス感染症が拡大した際には、民俗芸能の祭礼や継承活動が中止に追い込まれるなど、影響が甚大であったことから、対策が急務となっています。

そのようななか、2018年（平成30年）に改正された文化財保護法では、「文化財保存活用地域計画」が制度化され、文化財を取り巻く課題に対応し、地域社会総がかりで文化財を未来へつなぐための体制整備が可能となりました。

このような現状を踏まえ、本市は文化財保護法第183条の3に基づき「藤沢市文化財保存活用地域計画」を作成しました。本計画においては、文化財に関する興味関心を高め、市民の皆様をはじめ、所有者・管理者、関係団体や教育機関等と共有し、協働することで、大切な文化財を未来へつないでいくことを目的とします。

2 本計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第183条の3に基づいた法定計画であり、本市における文化財の保存と活用に関する中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと短期的に実施するアクションプランの両方の役割を担います。

計画の作成にあたっては、神奈川県文化財保存活用大綱を勘案し、「藤沢市市政運営の総合指針2028」や「藤沢市教育振興基本計画」、その他関連計画と整合性を図ります。

(1) 神奈川県文化財保存活用大綱

神奈川県文化財保存活用大綱は、「文化財を守り、伝え、活用し、歴史や文化、自然を感じる魅力あふれる神奈川へ」をめざす将来像とし、「文化財の価値に関する意識の共有」「県民が共に支える文化財の保存・継承」「文化財を活用し、人を引きつける地域の魅力づくり」の三つを基本的方向性として2019年（令和元年）11月に策定されました。

(2) 藤沢市市政運営の総合指針2028

藤沢市市政運営の総合指針2028は、総合計画に替わるものとして、長期的な視点を踏まえて、市長任期にあわせた4年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにする計画（重点化計画）として策定しています。

(3) 藤沢市教育振興基本計画

藤沢市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市の教育のこれまでの取組を整理したうえで、教育に関する総合的な中期計画として、令和7年度から令和11年度までの5年間に取り組むべき施策を示しています。

(4) 藤沢市地域防災計画

藤沢市地域防災計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、防災関係機関で構成される藤沢市防災会議において、本市の防災分野を総合的に定めた災害対策の根幹をなす計画です。

(5) 藤沢市環境基本計画

藤沢市環境基本計画は、「地域から地球に広がる環境行動都市」をめざし、市民（滞在者も含む）・事業者・行政が一体となって環境の保全と創造に取り組んでいく計画です。恵み豊かな自然環境と都市環境を保全するとともに、次世代に引き継いでいくため取組を進めています。

(6) 藤沢市都市マスタープラン

藤沢市都市マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、概ね20年の中長期を見据え策定する、本市における都市計画行政の基本となる、都市計画、都市づくりに関する基本的な方針です。

(7) 旧東海道藤沢宿街なみ継承地区街なみ継承ガイドライン

旧東海道藤沢宿街なみ継承地区街なみ継承ガイドラインは、「藤沢市街なみ百年条例」に基づき定める旧東海道藤沢宿街なみ継承地区に対して、当該地区の特性を生かし、良質な街なみの形成を重点的に図るため、街なみの将来像等を示しています。

(8) 藤沢市観光振興計画

藤沢市観光振興計画は、国の「第4次観光立国推進計画」や県の「神奈川県観光振興計画」を踏まえたうえで、行政をはじめ観光産業事業者や振興関連団体と地域が一体となって持続可能な観光を意識した施策を展開し、社会経済情勢や新たな観光需要の顕在化などさまざまな変化に的確に対応するために策定しました。

(9) 生涯学習ふじさわプラン2026

生涯学習ふじさわプラン2026は、「多様な学びと学びあいから地域の人がつながり藤沢の未来を創造する」を基本理念とした、藤沢市生涯学習推進基本構想・基本計画です。多様化している市民ニーズに対応できる学びの提供や、学習した成果を主体的な活動へとつなげるための支援等、本市の生涯学習施策の方向性と展開を示すために策定しました。

(10) 藤沢市文化芸術振興計画2028

藤沢市文化芸術振興計画2028は、「多彩な文化の融合による新たな『ふじさわ文化』の創造」を基本理念とし、文化芸術活動の振興・推進の方向性を明らかにすることによって、その一層の充実と活性化を図るとともに、本市固有の市民文化である「ふじさわ文化」の創造と発信を通じて、郷土への誇りや愛着をもち、その魅力を実感できる文化都市として発展していくために制定しています。

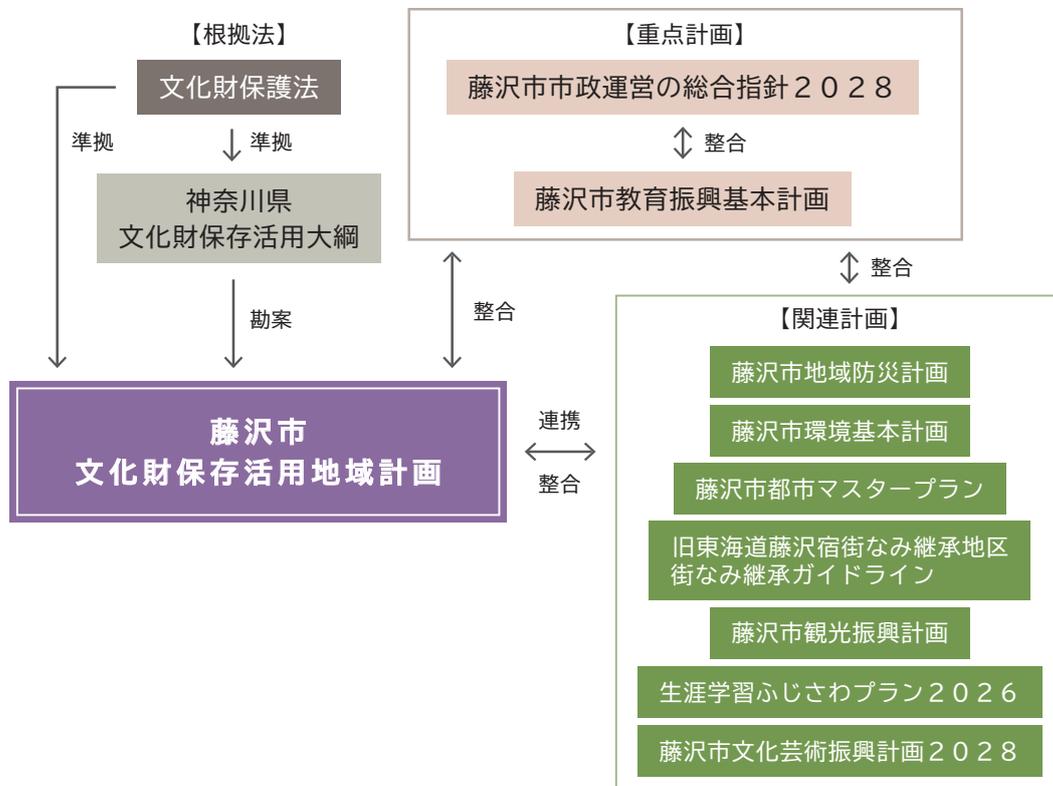


図1 計画の位置付け

3 計画期間

本市では、総合計画に替わり市政運営の基本方針を示す「藤沢市市政運営の総合指針」について、内容の検討と更新を4年に一度行っており、令和8年度は「藤沢市市政運営の総合指針2028」の2年目にあたります。

したがって、本計画の計画期間は、令和8年度から令和15年度までの8年間とし、令和15年度に策定する見込みの新たな市政運営の総合指針を受けて本計画の見直しを行うこととします。

なお、本市における文化財を取り巻く環境等に大きな変化を生じさせる社会情勢の変化がある場合には、計画期間中であっても計画の見直しを適宜行います。

また、次の内容の変更を行う場合は、当該変更内容について文化庁長官による認定（文化財保護法第183条の4）を受けることとします。それ以外の軽微な変更を行う場合には神奈川県及び文化庁に情報提供します。

- ・ 計画期間の変更
- ・ 市町村の区域に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・ 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

表1 計画期間 (年度)

令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18
藤沢市市政運営の総合指針2028			次期 藤沢市市政運営の総合指針				次々期 藤沢市市政運営の総合指針			
	指針の見直し △				指針の見直し △					
藤沢市文化財保存活用地域計画							次期計画			
						指針の見直し △				

4 本計画で取り扱う文化財の定義

文化財保護法で、文化財とは「わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」とされています。また、文化財保護法は文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」の6類型と定義し、さらに「埋蔵文化財」、「文化財の保存技術」を保護の対象とし、特に重要なものは指定・選定・登録（以下、「指定等」という。）され、厚く保護されてきました。

しかし、本市の歴史を正しく理解するためには、文化財保護法及び県や市の文化財保護条例に基づく「指定等文化財」だけでなく、これまで法令等による保護を受けていなかった「未指定文化財」も欠かせないものです。さらには、地名や伝承など、これまで法律では文化財として捉えられてこなかったものの中にも、歴史や文化を考えるうえで必要となるものがあります。

そこで、本計画では、これらの「本市の歴史を正しく理解するうえで欠かせない情報を持つもの」を「藤沢郷土資源」と定義し、保存・活用の対象とします。この「藤沢郷土資源」という言葉には、「《郷土》をより豊かにするための《資源》として、身近に感じてもらいたい。」という思いが込められています。

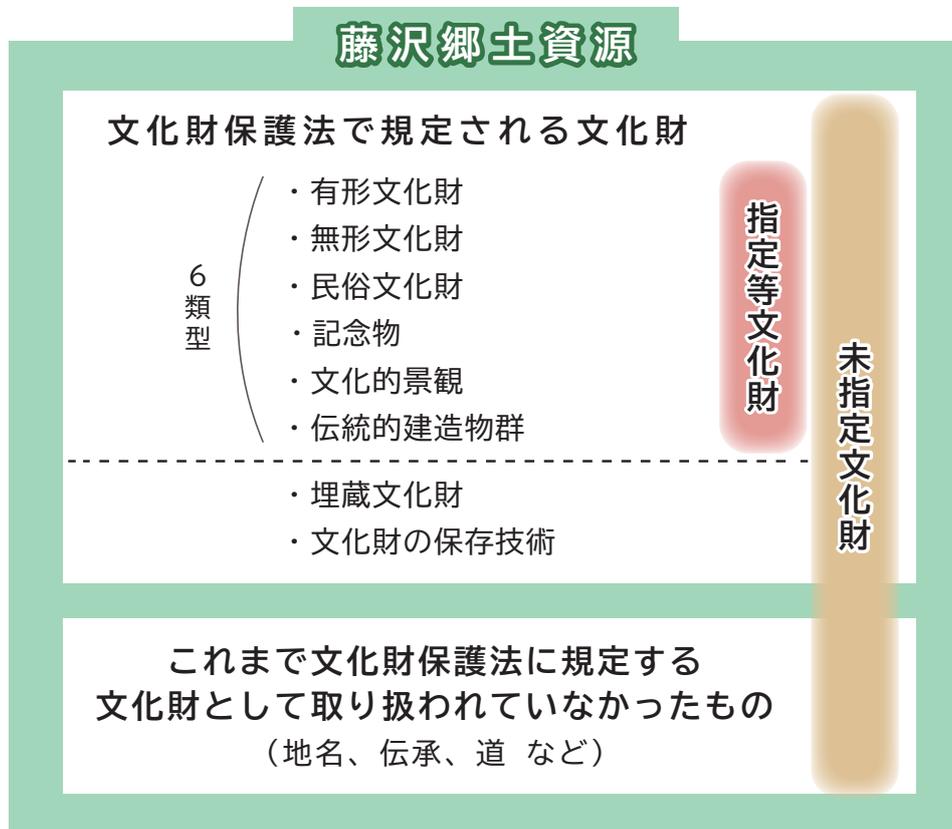


図2 藤沢郷土資源の定義

第1章

藤沢市の概要

第1章 藤沢市の概要

1 自然的・地理的環境

(1) 位置・面積

本市は、東京都心から南西に50km弱の、神奈川県中央南部に位置しています。市域の面積は69.56km²で、東西6.55km、南北12.00kmを測ります。周囲は鎌倉市・横浜市・大和市・綾瀬市・海老名市・茅ヶ崎市及び高座郡寒川町の6市1町に囲まれ、南は相模湾に面しています。



図3 位置図
(国土数値情報〔行政区画〕を加工して作成)

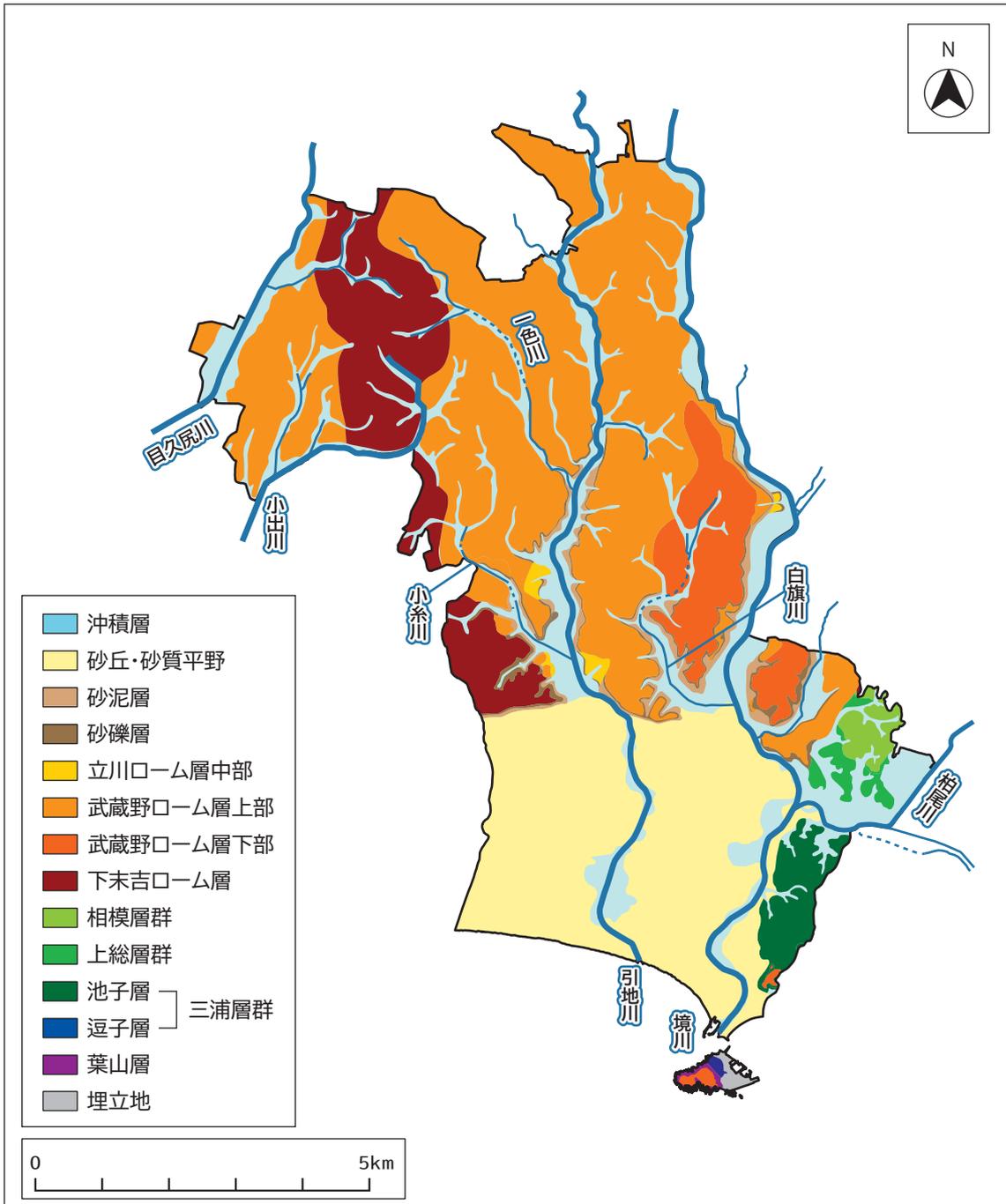


図5 地質図

(5万分の1地質幅08-073、海陸シームレス地質図S-7〔産総研地質調査総合センター〕、国土数値情報〔行政区画、河川〕を加工して作成)

(3) 水系

本市を流れる主要な河川に、境川と引地川のほか、小出川や目久尻川があります。境川は相模原市を水源とし、横浜市との境を南に流れ、白旗川・滝川・柏尾川などを合流しながら本市南部を縦断し、相模湾に注ぎます。引地川は大和市を水源とし、蓼川・一色川・小糸川などを合流しながら本市のほぼ中央を貫流し、相模湾に注ぎます。小出川と目久尻川は、それぞれ茅ヶ崎市・海老名市との境を流れる河川で、どちらも相模川水系に属します。

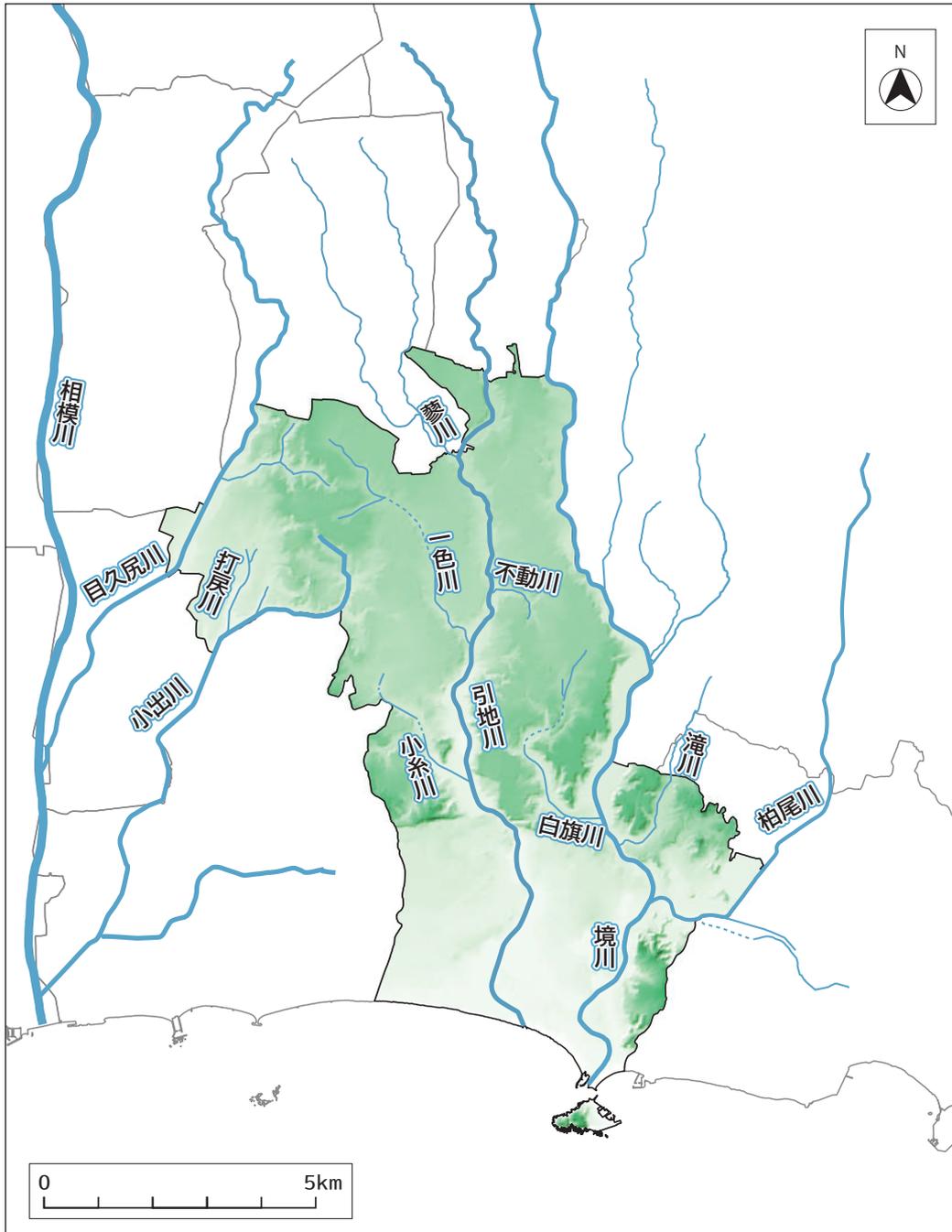


図6 水系図
 (国土数値情報〔行政区域、河川〕を加工して作成)

(4) 気候

本市の気候は太平洋側の気候に属しますが、相模湾に面しているため、暖流の影響で内陸の都市に比べて夏は涼しく、冬は暖かい傾向にあり、一年を通して過ごしやすい気候といえます。ただし、本市は南北に長いため、気候に地域差があり、北部は南部に比べ夏季の降水量が多く、冬季の気温が低い傾向があります。

また、「晴れ日数※」が特に夏は内陸の都市に比べて多いという特徴もあります。

表2 主な気候要素の平年値

(1922～2020年(大正11年～令和2年)及び2022～2024年(令和4～6年)の平均湿度
(気象庁ホームページから作成))

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量 (mm)	60.8	61.1	132.6	134.4	148.1	171.9	159.6	120.6	197.3	191.1	97.7	63.7
最高気温 (℃)	10.8	11.4	14.2	18.5	22.4	24.9	28.2	30.3	27.6	22.7	17.8	13.2
最低気温 (℃)	1.5	2.2	5.4	10.2	15.1	18.9	22.8	24.3	20.8	15.3	9.5	4.1
平均気温 (℃)	6.0	6.8	9.8	14.4	18.6	21.6	25.1	26.9	23.9	18.7	13.4	8.5
日照時間 (時間)	202.5	177.7	181.3	182.6	187.5	133.5	171.3	214.7	147.1	144.2	160.8	192.3
日照率≥ 40%(日)	23.2	19.3	18.3	17.5	16.6	11.0	14.4	19.0	14.1	14.9	18.4	22.4
平均湿度 (%)	53	57	66	76	80	87	88	87	84	73	68	57

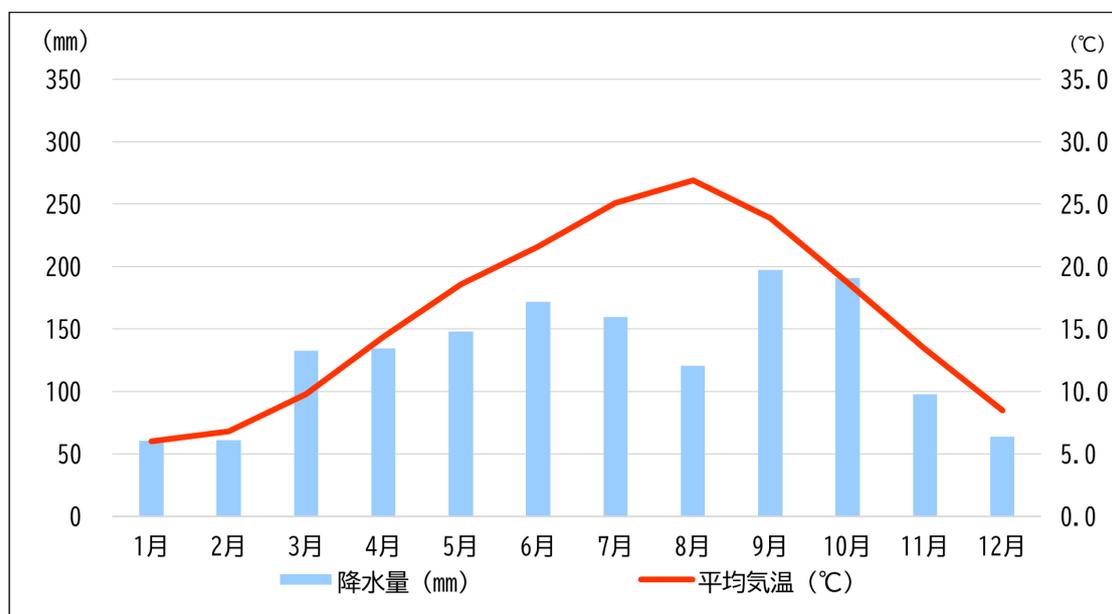


図7 雨温図

(気象庁ホームページ：1992～2020年の平年値から作成)

※晴れ日数…日照時間(直射日光が地表を照らした時間)が可照時間(日の出から日没までの時間)の40%以上の日数

(5) 生物環境（植生・動物）

本市は温暖な気候であることから、タブノキやスタジイなどの常緑広葉樹を中心とする混成林が、江の島や川沿いの斜面、谷戸などでよくみられます。また、相模湾沿いの海浜部に、砂防林として整備されたマツ林や、コウボウムギなどの海浜植物の群生がみられます。

哺乳類は、タヌキやイタチなどの小型の種が生息しています。爬虫類や両生類は、県内の平地でみられるほとんどの種の生息が確認されています。

鳥類も多様な種が生息しており、ウミネコをはじめとするカモメ類やトビなどの海浜部でよくみられる鳥のほか、市の鳥に制定されているカワセミは境川及び引地川流域でよく観察できます。昆虫類も豊富にみられ、谷戸にはホタルも生息しています。

江の島の磯や近海は水棲生物の宝庫で、カタクチイワシやサバなどの魚類、カニをはじめとする甲殻類や、サザエやクロアワビのような貝類などが生息しています。また、相模湾は北太平洋で唯一のアカウミガメの繁殖地で、市内の海岸で産卵が確認されています。

ほかにも、オオタカやホトケドジョウ、エビネなど、市内各地で希少な動植物が確認されている一方で、クリハラリス（タイワンリス）やセイタカアワダチソウなどの外来生物も各地に生息しており、生態系への影響が懸念されています。



常緑広葉樹林（臺谷戸稲荷の森）



カワセミ

2 社会的状況

(1) 市の成り立ち

本市は、1940年（昭和15年）10月1日に設置されました。地名の由来には諸説あり、「藤の多い水辺の地」や「淵や沢が多かったことから、淵沢が転訛した」等の説があります。

市域は、もとは境川を挟んで西が高座郡、東が鎌倉郡に属していました。1889年（明治22年）の町村制施行時に、川口村（片瀬、江の島）、村岡村（川名、渡内、小塚、高谷、宮前、弥勒寺、柄沢）、藤沢大富町（西富、大鋸）、藤沢大坂町、鶴沼村、明治村（辻堂、羽鳥、大庭、稲荷）、六会村（亀井野、石川、西俣野、円行、今田、下土棚）、渋谷村（長後、高倉ほか3か村）、小出村（遠藤ほか4か村）、

御所見村（葛原、菖蒲沢、用田、打戻、瀬郷、宮原）ができました。1907年（明治40年）に藤沢大富町と藤沢大坂町が合併して藤沢大坂町となり、1908年（明治41年）に藤沢大坂町、鵜沼村、明治村が合併して藤沢町となりました。藤沢町は1940年（昭和15年）に市制を施行し藤沢市となり、1941年（昭和16年）に村岡村、1942年（昭和17年）に六会村を編入しました。川口村は1933年（昭和8年）に片瀬町となり、1947年（昭和22年）に藤沢市に編入されました。1955年（昭和30年）に御所見村、渋谷町の一部（長後、高倉）、小出村の一部（遠藤）を編入して、現在の市域となりました。

表3 本市の沿革

年月日	経過
1940年（昭和15年）10月1日	藤沢町から藤沢市となり市制施行
1941年（昭和16年）6月1日	村岡村を編入
1942年（昭和17年）3月10日	六会村を編入
1947年（昭和22年）4月1日	片瀬町を編入
1955年（昭和30年）4月5日	御所見村、渋谷町の一部（長後、高倉）、小出村の一部（遠藤）を編入

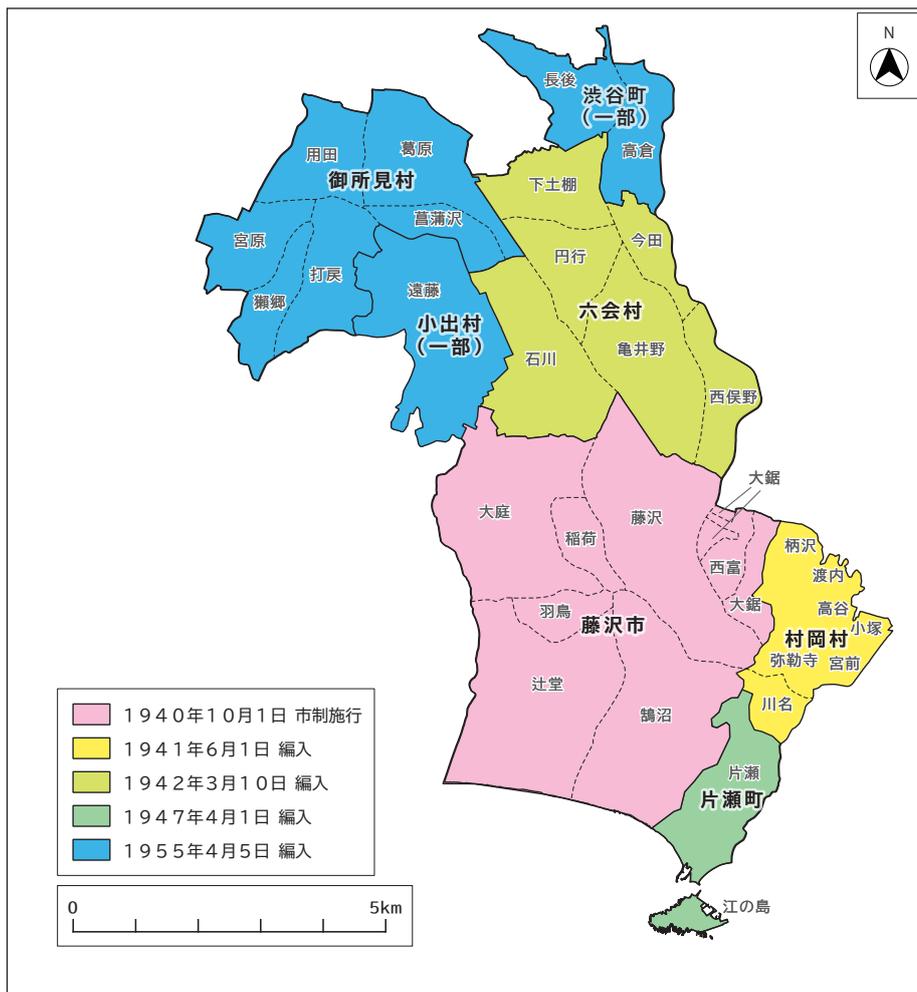


図8 1940年（昭和15年）の市制施行時における大字区分及び市域の変遷

(2) 人口（将来推計含む）

本市の人口は、2026年（令和8年）3月1日現在で、〇〇人となっています。現在の市域となった1955年（昭和30年）10月1日の人口は、109,101人であったので、この70年ほどの間で約4倍まで増加しました。

また、2020年（令和2年）の国勢調査をもとに行った「藤沢市将来人口推計」においては、本市の人口は2035年（令和17年）に約45万4千人でピークを迎え、その後緩やかに減少しますが、2050年（令和32年）においても約44万7千人と2026年（令和8年）の人口を上回る見込みです。

人口構造の変化をみると、すでに超高齢社会を迎え、2025年（令和7年）から2045年（令和27年）までの20年間で、高齢者人口はさらに約39%、約4万4千人増加する見込みです。



図9 将来人口推計（年齢人口3区分）
（「藤沢市将来人口推計」から作成）

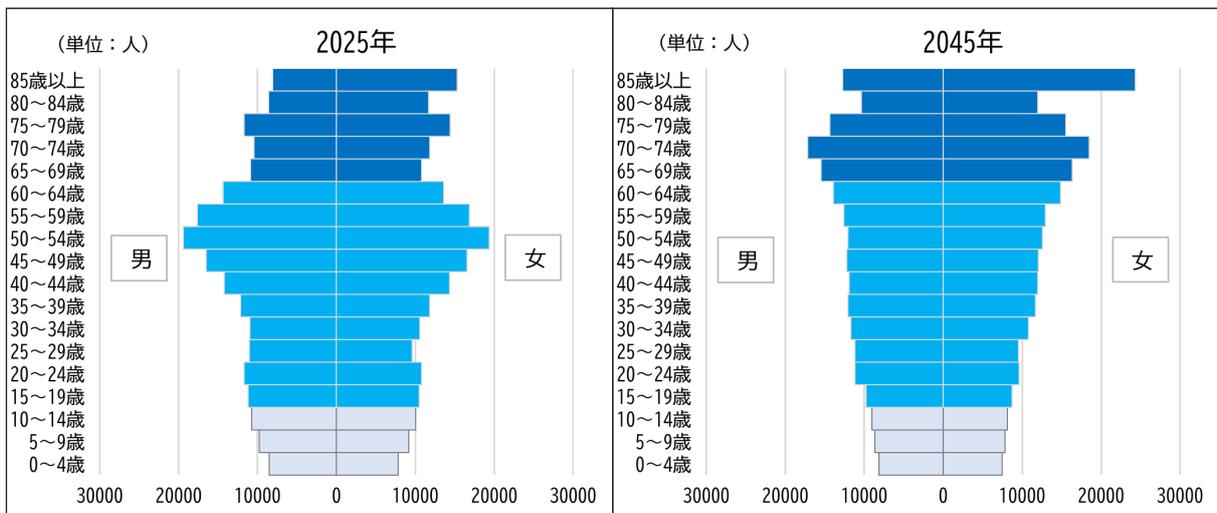


図10 将来人口推計（2025年（令和7年）と2045年（令和27年）の人口構造）
（「藤沢市将来人口推計」から作成）

(3) 産業

ア 産業構造

「事業所・企業統計調査」及び「経済センサス」によると、本市の事業所数は、2021年（令和3年）は13,164事業所でした。これを業種別にみると、「卸売業、小売業」が2,962事業所（構成比22.5%）で最も多いです。

表4 主な業種別事業所数

（「藤沢市の事業所（令和3年経済センサス-活動調査結果報告書）」より作成）

業種	事業所数		構成比（%）		増減率（%）
	2016年	2021年	2016年	2021年	
総数	13,027	13,164	100.0	100.0	1.1
建設業	1,134	1,184	8.7	9.0	4.4
製造業	673	646	5.2	4.9	△4.0
卸売業、小売業	3,197	2,962	24.5	22.5	△7.4
不動産業、物品賃貸業	1,163	1,295	8.9	9.8	11.3
宿泊業、飲食サービス業	1,892	1,696	14.5	12.9	△10.4
生活関連サービス業、娯楽業	1,213	1,150	9.3	8.7	△5.2
医療、福祉	1,442	1,633	11.1	12.4	13.2
サービス業（他に分類されないもの）	620	665	4.8	5.1	7.3
農林漁業他8産業	1,693	1,933	13.0	14.7	14.2

次に、従業者数では、2021年（令和3年）は161,957人でした。業種別にみると、「卸売業、小売業」が30,573人（構成比18.9%）で最も多いです。

表5 主な業種別従業者数

（「藤沢市の事業所（令和3年経済センサス-活動調査結果報告書）」より作成）

業種	事業所数		構成比（%）		増減率（%）
	2016年	2021年	2016年	2021年	
総数	158,104	161,957	100.0	100.0	2.4
建設業	7,771	7,638	4.9	4.7	△1.7
製造業	25,199	25,529	15.9	15.8	1.3
卸売業、小売業	32,328	30,573	20.4	18.9	△5.4
不動産業、物品賃貸業	5,825	7,664	3.7	4.7	31.6
宿泊業、飲食サービス業	19,220	15,633	12.2	9.7	△18.7
生活関連サービス業、娯楽業	7,210	7,015	4.6	4.3	△2.7
医療、福祉	20,520	24,948	13.0	15.4	21.6
サービス業（他に分類されないもの）	12,425	11,907	7.9	7.4	△4.2
農林漁業他8産業	27,606	31,050	17.5	19.2	12.5

イ 商工業

1950年代半ばから1970年代前半の高度経済成長期に、人口や産業の首都圏への集中を背景として、本市は住宅地として発展し、さらに企業誘致によって約70社が本市に進出すると、都市化が急速に進展しました。

一方、1970年代に入ると藤沢駅を中心に大型商業施設が進出し、湘南地域の商業の中心地として一層発展しました。

現在、一部工場の跡地には、大規模土地利用転換により、大型商業施設や最先端の研究所などが建設され、大規模な都市再開発を生み、発展しています。

ウ 農業

本市の農業は、温暖な気候と平坦な地形等の自然条件に恵まれ、かつ大消費地である都市の近郊という地の利を生かして、露地野菜、施設野菜、花き、果樹、植木、水稻、畜産を中心とした生産活動を展開し、新鮮・安全な農産物を供給しています。また、近年は地球温暖化による急激な環境変化の中、農業生産の基盤である農地は、都市緑地空間としての位置づけや防災空間としての利用など、生活環境保全の面からも大きな役割を果たしています。

(4) 交通

鉄軌道は、東西方向にJR東海道本線が、南北方向に小田急江ノ島線が通ります。また、北部の湘南台駅から相鉄いずみ野線と横浜市営地下鉄ブルーラインが、南部の藤沢駅から江ノ島電鉄が、湘南江の島駅から湘南モノレールがそれぞれ運行し、骨格的な交通ネットワークを形成しています。

路線バスは、主に藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅、長後駅を起点として、バス網が形成されています。

都市計画道路の配置は、本市の六つの都市拠点（藤沢駅周辺・辻堂駅周辺・湘南台駅周辺・健康と文化の森・片瀬江の島・村岡新駅周辺）を結ぶように、東西及び南北に配置された主要幹線道路、国道1号、国道467号、藤沢厚木線、横浜伊勢原線、高倉遠藤線、国道134号等を骨格とし、それを補完するように都市幹線道路、亀井野二本松線、鵜沼奥田線、辻堂駅遠藤線等を配置しています。さらに地域に密着した補助幹線道路が、都市計画道路のネットワークを構築しています。



図11 交通図
 (国土数値情報〔行政区画、重要物流道路、鉄道〕を加工して作成)

(5) 観光

本市は、湘南のシンボルともいえる江の島を中心に、国内外から多くの観光客が訪れる観光都市です。

「東洋のマイアミビーチ」とも称される日本有数の海水浴場である本市の海岸は、毎年夏に100万人を超える海水浴客が訪れます。また、江の島周辺で毎年冬に開催されるイルミネーションイベント「湘南の宝石」は、日本三大イルミネーションに認定され、International Illumination Award等の多くの受賞歴があり、国内外で高く評価され、ナイトツーリズムの推進に寄与しています。

これらのイベントを通じ、通年型の観光地として、年間2,000万人の観光客が訪れています。

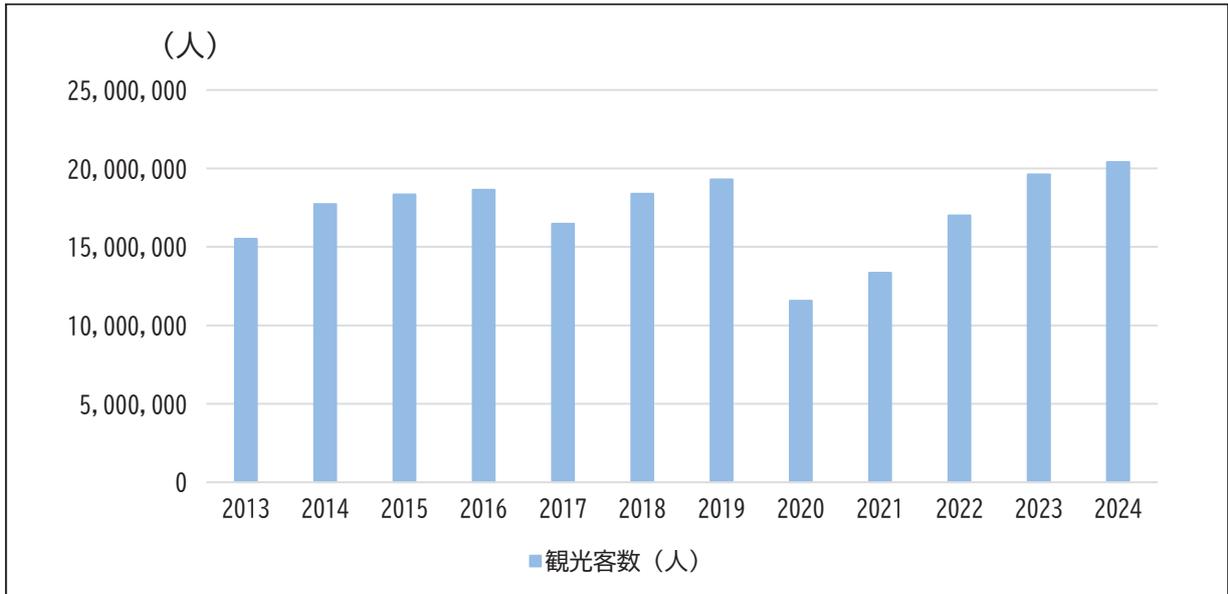


図 1 2 年間観光客数

3 文化施設

(1) 藤沢市藤澤浮世絵館

藤沢市藤澤浮世絵館は、本市が所蔵する浮世絵をはじめとした郷土歴史資料等を展示・公開し、本市の歴史・文化について関心を深め、郷土愛を育み、文化の継承につなげるための施設です。



藤沢市藤澤浮世絵館

(2) 藤沢市ふじさわ宿交流館

藤沢市ふじさわ宿交流館は、旧東海道藤沢宿の歴史・文化等と触れ合う場を提供し、地域の人及び当地を訪れる人の交流を図り、市民の文化の振興に寄与し、旧東海道藤沢宿及びその周辺地域の活性化及びにぎわいの創出に資するための施設です。



藤沢市ふじさわ宿交流館

施設では、郷土資料展示室等の展示解説や、多目的室での歴史講座等を実施しています。

(3) 常設展示室（藤沢市民ギャラリー）

常設展示室は、本市の歴史に関する調査研究の成果や収集資料を公開するための施設です。



常設展示室

(4) 藤沢市文書館

藤沢市文書館は、本市の歴史や行政に関する資料を収集・整理・保管し、一般の閲覧に供しています。また、こうした資料に基づく調査及び研究の結果を広く一般に公開するとともに、市民の地域理解を深めるため、刊行物の発行及び展示等を行っている施設です。



藤沢市文書館

(5) 藤沢市民会館

藤沢市民会館は、市民文化の向上と福祉の増進に寄与することを目的に開館しました。市民の文化活動を推進し、優れた芸術文化の鑑賞機会を提供するための施設として、これまで多くの方に幅広く利用されてきました。また、敷地内には旧近藤邸（国登録）が移築保存されています。



藤沢市民会館

(6) 藤沢市アートスペース

藤沢市アートスペースは、若手芸術家の活動を支援するとともに、市民をはじめとするさまざまな方に美術作品の創作、展示、発表、鑑賞の場として提供しています。

アーティスト・イン・レジデンス事業、企画展等の実施により文化を通したまちづくりの推進と、文化都市としての魅力を高めることをめざしている施設です。



藤沢市アートスペース

(7) 湘南台文化センター

湘南台文化センターは、本市北部の文化創造の拠点で、「こども」、「地域」、「対話」の三つの理念に基づき設置しました。こども館・市民シアター・市民センターがある複合施設です。



湘南台文化センター

(8) 明治郷土史料室

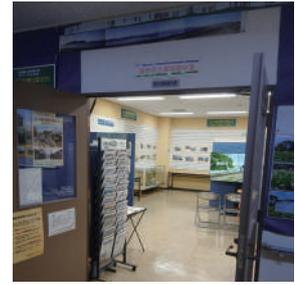
明治郷土史料室は、市民ボランティアが運営する公設市民運営の文化施設で、明治地区の歴史・文化等を紹介しています。



明治郷土史料室

(9) 鵠沼郷土資料展示室

鵠沼郷土資料展示室は、市民ボランティアが運営する公設市民運営の文化施設で、鵠沼地区の歴史・文化等を紹介しています。



鵠沼郷土資料展示室

(10) 遊行寺宝物館

遊行寺宝物館は、清浄光寺（遊行寺）什物の保存継承のために収蔵品を維持管理しつつ企画展示を通じて一般公開する博物館施設として開館しました。収蔵品は、仏教美術を中心とした絵画・工芸・経典・聖教・典籍などに、時宗及び遊行寺に関する中近世文書群を加え構成しています。現在は年5回の企画展示を実施しており、企画テーマに合わせ、収蔵品及び外部借用品(国指定文化財を含む)を用いた展示を通じて、遊行寺や藤沢の歴史・仏教美術を含めた文化史を紹介しています。



遊行寺宝物館

(11) 江島神社奉安殿

江島神社奉安殿は、江島神社の辺津宮の境内にあり、鎌倉時代に作られた木造弁才天坐像（国指定）や裸弁財天として有名な木造妙音弁財天坐像（市指定）が安置されています。



江島神社奉安殿

(12) 日本大学生物資源科学部博物館「骨の博物館」

日本大学生物資源科学部博物館「骨の博物館」は、「骨の多様性と進化」をテーマとして、展示と教育プログラムを通じて生涯学習の場と機会を提供する施設です。2025年（令和7年）3月に登録博物館となりました。



日本大学生物資源科学部博物館
「骨の博物館」

(13) 新江ノ島水族館

新江ノ島水族館は、2004年（平成16年）にグランドオープンし、“相模湾と太平洋”、そこに暮らす“生物”をテーマとして、海やそれを取り巻く環境を楽しく遊びながら学べる「エデュテインメント型水族館」です。2024年（令和6年）9月に登録博物館となりました。



新江ノ島水族館



図13 文化施設位置図

(国土数値情報〔行政区域、重要物流道路、鉄道〕を加工して作成)

4 歴史的背景

(1) 原始（旧石器～弥生時代）

■人類の到来

相模野台地の南端部に位置する藤沢市域では、今からおよそ 35,000 年前の旧石器時代から人類が生活していました。大庭根下遺跡で出土した打製石斧と、石川稲荷山遺跡で出土した局部磨製石斧はその頃に使われていた道具です。旧石器時代のほぼ全ての時期の遺跡が、主に引地川・境川沿いの台地上で見つかっています。代官山遺跡のように複数の時期に同じ場所で生活した痕跡や、用田バイパス遺跡群のように大量の石器を製作した痕跡が見つかることも多く、広範囲を移動しながら狩猟採集生活を行っていた当時の人類は、河川や湧水の多い藤沢市域を頻繁に訪れていました。



藤沢最古の石斧
（左：大庭根下遺跡、右：石川稲荷山遺跡）

■定住のはじまり

縄文時代に、人類は定住生活を始めます。藤沢市域では、台地や丘陵の川沿いを中心に活発な活動が行われ、今からおよそ 15,000 年前の縄文時代草創期から 4,000 年前の縄文時代後期にかけて、多くの遺跡が見つかっています。藤沢市域は縄文時代草創期の遺跡が多く、定住を始めて間もない頃の住居跡が、谷戸上に位置する南鍛冶山遺跡や慶應義塾湘南藤沢キャンパス内遺跡で見つかっています。また、江の島の頂上部では、今からおよそ 13,000 年前の縄文時代早期の集落が見つかっています。今からおよそ 6,000 年前の縄文海進の時期には現在よりも海面が 10～15m 高く、現在は海岸線から 7km ほど離れた西俣野のあたりまで海水が入り込んでいました。縄文時代後期には、相模湾岸ではめずらしい貝塚も西富や遠藤などに形成されており、土偶や埋葬人骨が出土しています。しかし、縄文時代の終わり頃にかけて遺跡数が減少し、それから弥生時代中期まで、藤沢市域で遺跡は見つかっていません。



板状土偶（西富貝塚）

■低地への進出

今からおよそ2,000年前の弥生時代中期に、再び藤沢市域でも遺跡がみられるようになります。相模野台地南端部の引地川の東岸にある稲荷台地遺跡群は、大規模な集落の跡で、全体で数百軒の住居跡が見つっています。この遺跡では、人間・鹿・矢印の三種の絵が刻まれた、大変めずらしい絵画土器も出土しています。およそ1,800年前の弥生時代後期の遺跡は、さらに多く見つっています。先ほどの稲荷台地遺跡群のほか、川沿いの台地上に多くの集落跡が分布します。また、朝日町にある若尾山遺跡では、近江系の特徴的な土器が出土しており、遠方との交流も盛んでした。



絵画土器（絵画部分）（稲荷台地遺跡群）

(2) 古代（古墳～平安時代）

■群をなす横穴墓

藤沢市域の各地で弥生時代後期から継続していた集落は、4世紀に一度途絶えます。その後、古墳時代中期の5世紀に再び遺跡がみられるようになります。この頃から砂丘への進出が本格化し、朝日町や片瀬に古墳が築かれました。古墳時代後期の6世紀は、長後や川名、片瀬などで多くの集落跡が見つっています。また、藤沢市域では、片瀬丘陵を中心に横穴墓という形態の墓が非常に多く造られ、金や銀で飾られた大刀などの武具や、勾玉をはじめとする装飾品などの副葬品も数多く出土しています。



金銅装単鳳環頭大刀（部分）
（川名新林右横穴墓群）

■拠点集落の展開

律令制下の藤沢市域は、相模国高座郡の大庭郷・土甘郷とがみと、鎌倉郡の方瀬郷かたせに属していました。本市の北部が大庭郷、南部の境川以西が土甘郷、境川以東が方瀬郷と推定され、実際に鵜沼で「土甘」と刻まれた土師器が出土しました。この時期は、各地に郡衙による支配を補助する拠点的な集落が成立しました。その中でも最大規模の集落が、石川の南鍛冶山遺跡です。7世紀中頃から10世紀後半まで続いた集落で、合計で700棟以上の建物の跡などが見つっています。人面が描かれた墨書土器などの特殊



人面墨書土器（南鍛冶山遺跡）

な遺物も多く出土しており、大庭郷の中心的な集落でした。また、文字資料に藤沢市域の様子がみられます。『相模国封戸租交易帳』に、土甘郷に長屋王の弟である鈴鹿王の封戸があったことが記されています。927年（延長5年）にまとめられた『延喜式』の「神名帳」に、宇都母知神社と大庭神社の名が記されています。

■大庭御厨の成立

1117年（永久5年）、鎌倉権五郎景政が自身の領地を伊勢神宮に寄進したことにより、大庭御厨が成立しました。大庭御厨は現在の本市と茅ヶ崎市の大部分を占める広大な荘園で、大庭郷、俣野郷、鵜沼郷などは現在の地名に繋がります。鎌倉景政は平良文を祖とする「鎌倉党」という武士団の一人で、村岡には宮前の御霊神社など景政や良文に関する伝説・伝承が多く残っています。また、鵜沼は源義朝による濫行事件の舞台として知られています。



宮前御霊神社

(3) 中世（鎌倉～戦国時代）

■武士の時代のはじまり

大庭御厨の成立以降、藤沢市域はさまざまな武士の影響下に置かれます。その一人が鎌倉党の族長となった大庭景親です。石橋山の合戦で平家方の総大将として源頼朝を破りましたが、その後勢力を盛り返した頼朝に敗れ、固瀬川で斬首されました。鎌倉幕府成立後の御厨は、景親の兄である懐島景能をはじめ、有力な武士が治めました。

大庭御厨の北に渋谷庄がありました。この地域を開拓し、治めたのはのちに鎌倉御家人となる渋谷氏で、現在の長後天満宮のあたりに居館があったといわれます。

鎌倉時代に、江の島と弁才天が武士の信仰を集めました。『吾妻鏡』や『太平記』に、源頼朝や北条時政など、多くの武士が江の島を訪れた記録や伝承が残されています。

また、この時代に京鎌倉往還が整備され、藤沢市域は鎌倉の西の入り口となりました。「砥上が原」などと呼ばれた砂丘は、旅の名所や戦場として、歴史にその名を多く残しています。



歌川国芳
「石橋山伏木隠 大場三郎景親」

■動乱の藤沢

鎌倉幕府の滅亡後、政治の中心は室町幕府に移り、その後は鎌倉に鎌倉府が置かれ、鎌倉公方が古河に移る15世紀半ばまで東国の中心都市でした。鎌倉に隣接する藤沢市域は、鎌倉公方足利氏と関東管領山内上杉氏の争いで、多くの戦いの舞台になりました。

清浄光寺（遊行寺）は、鎌倉時代末期に遊行4世の呑海により創建され、その後鎌倉公方足利持氏の寄進を受けるなど、室町時代に隆盛します。境内に、1416年（応永23年）に起きた上杉禅秀の乱の犠牲者を両軍・人畜問わず吊った藤沢敵御方供養塔（国指定）があります。また、江の島は鎌倉府の直轄地として保護されました。1450年（宝徳2年）に起きた江の島合戦は、関東の戦国時代の幕開けともいわれる享徳の乱のきっかけとしても知られています。



藤沢敵御方供養塔

■扇谷上杉氏と小田原北条氏

15世紀後半、藤沢市域は相模国守護であった扇谷上杉氏の支配下にあり、その拠点として築かれた山城が、大庭城です。扇谷上杉氏の家宰であった太田道灌により築かれたという伝承もあります。築城年代は不明ですが、上杉朝昌などが居城したと伝わります。その後、大庭城は相模平定をめざした伊勢宗瑞により攻められ、1512年（永正9年）に落城しました。



大庭城跡

大庭城の落城後、小田原北条氏が現在の鎌倉市との市境あたりに玉縄城を築き、この地域一帯の拠点としました。小田原北条氏が相模国を平定すると、北条氏の家臣団が藤沢市域の各地を治めるようになります。「北条氏所領役帳」に藤沢市域の地名がみられます。清浄光寺（遊行寺）は伊勢宗瑞と三浦道寸との戦いで焼失しました。門前に暮らしていた職人衆の大鋸引は小田原北条氏に徴用され、彼らの集落はその後伝馬役を担い、藤沢宿の前身となりました。

豊臣秀吉による小田原攻めにともない、藤沢市域は徳川家康に攻め入られます。玉縄城は1590年（天正18年）に明け渡され、同年徳川家康が江戸に入府すると、その支配下に置かれました。

(4) 近世（江戸時代）

■東海道の宿場町としての発展

徳川家康は江戸に入府した後、藤沢に「御殿」と「陣屋」を設けました。次いで東海道の伝馬制度や道路の整備を進め、関ヶ原の戦いの後の1601年（慶長6年）に、藤沢宿を設置しました。東海道、江の島道、大山道、鎌倉道、厚木道、八王子道と、多くの街道が交差する藤沢宿は交通の要衝で、往来する多くの物資や人々とともに、大山詣りや江の島詣などの参詣者でにぎわい、旅籠屋や商店が並ぶ活気あふれる宿場町として発展しました。



東海道分間延絵図（複写）（部分）

■清浄光寺（遊行寺）と江の島の隆盛

16世紀末、戦火の被害から復興した清浄光寺（遊行寺）は、江戸時代に幕府の厚い保護を受け、時宗の総本山として躍進します。また、清浄光寺は藤沢宿のシンボルとして浮世絵にも多く描かれ、「小栗判官伝説」の舞台としても親しまれました。

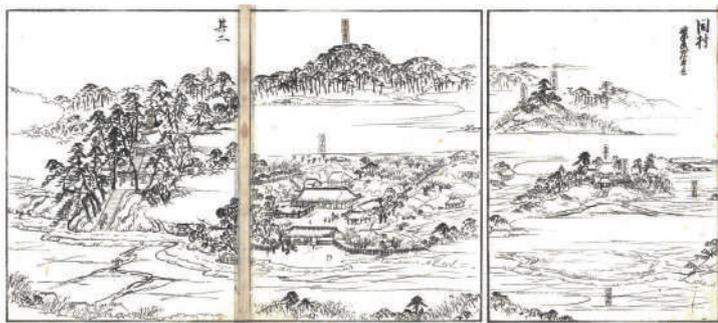
江の島は、弁財天信仰が庶民に広まった江戸時代の中頃から参詣者が増加し、弁財天の開帳や御師たちの布教活動により、「講中」の参詣者も増えていきました。浮世絵や文芸の題材としても広く親しまれ、参詣者を相手にした宿屋業などの生業も発展しました。



清浄光寺（遊行寺）

■市域各地の村落の様相

江戸から近い藤沢市域の村々は、一部に大名領もありましたが、ほとんどが天領・旗本領で、一つの村が相給地となる支配形態が多くみられました。村々の生業を概観すると、北部は農業、南部は農業・漁業で、境川河口の片瀬村に湊があ



相中留恩記略 卷十八

り、海の玄関口として流通を支えていました。また、藤沢宿と周辺の大半の村々は、藤沢宿の「助郷村」と「寄場組合村」に編入されて相互に関係を深め、特に北部の村々は、藤沢宿と結ぶ街道に立場（亀井野・長後・用田）も設けられ、消費物資と生産物資の流通を盛んにしていきました。また、19世紀前半、『新編相模国風土記稿』の編纂に前後して、藤沢でも自身の郷土の地誌を記録しようという動きが起き、藤沢宿周辺の郷土誌である『我棲里』や、相模国一円の家康報恩記である『相中留恩記略』などが記されました。『相中留恩記略』を編さんした旧渡内村名主の福原家の長屋門は、旧柄沢村名主の小池家の主屋とともに現在、新林公園に移築保存され、当時の名主屋敷の雰囲気をも今に伝えています。

■市域に伝わる災害の記録

江戸時代の藤沢市域には、さまざまな災害の記録が残されています。1707年（宝永4年）に発生した富士山の大噴火（宝永噴火）で、30cm以上の降灰があり、田畑などに大きな被害を受けました。度々起こる水害は農作物に大きな影響を与え、年貢の減免などを申し出た記録が各地に残っています。また、藤沢宿では度々大きな火事が起きており、火に強い土蔵が建ち並ぶきっかけになりました。

（5）近現代（明治以降）

■開国からの変革期の藤沢

開国以降、横浜からほど近い藤沢市域は、一部が幕府の定めた横浜から10里四方の「外国人遊歩区域」に位置したため、外国人との接触が頻繁にありました。特に江の島は、外国人が多く訪れる周遊旅行地となり、その体験の様子は彼らの記した旅行記などに記されました。また、江の島には、1877年（明治10年）に動物学者



サムエル・コッキング温室遺構

のエドワード・S・モースによる臨海実験所、そして1882年（明治15年）に貿易商のサムエル・コッキングによる植物園が設営されました。

■文明開化期の藤沢

明治時代の藤沢は、1871年（明治4年）の人力車の営業開始と郵便役所の開設、1872年（明治5年）の電報取り扱い開始と坂戸の常光寺への邏卒屯所（警察署）の設置、1887年（明治20年）の東海道線の横浜から国府津間の開通にともなう藤沢駅の開業と、瞬く間に近代化が進みました。また、1878年（明治11年）に郡制が施行されると藤沢に高座郡役所が置かれ、高座郡の中心的役割を担いました。



耕余塾跡

羽鳥村の名主であった十三代三觜八郎右衛門は、教師として小笠原東陽を招き、1872年（明治5年）に私塾「読書院」を開きました。これは近代的初等教育機関の先駆けでした。1878年（明治11年）に「耕余塾」と名を改め、自由民権運動の指導者や県内の市町長を多く出し、1900年（明治33年）の閉塾まで地域の中等教育機関として重要な役割を果たしました。耕余塾の出身者には、後に首相となる吉田茂や、味の素の礎を築いた鈴木三郎助・忠治兄弟などがいます。

■関東大震災からの復興

1923年（大正12年）年9月1日に発災した関東大震災で、藤沢市域も大きな被害を受けました。特に人口密集地の白旗、仲之町、川岸通りで多くの家屋が倒壊し、海岸に高さ10～12mの津波が押し寄せました。また、北部の御所見で400戸の家屋が倒壊しました。その後、復興にともない、旧東海道の拡幅や遊行寺坂の勾配の切り下げなど、将来を見据えた事業も行われました。



災害伝承碑（砂山観音境内）

■北部地域の発展

江戸時代に立場が置かれていた長後や用田には、大山詣りの参詣者を相手にした旅籠があり、明治時代から昭和にかけて商店街へと発展しました。また、19世紀末に横浜港からの生糸の輸出量が増大したことにもない、横浜への利便性が高い長後で多くの製糸工場が操業を開始しました。生糸生産は雑穀栽培とともに主要な産業となり、長後の発展を支えました。御所見は農村地帯でしたが、商店街には御所見村のみならず近隣の村々からも多くの人々が訪れました。



旅館「東屋」跡

■観光地「湘南」の胎動

明治時代以降、片瀬・鵜沼地域は、砂丘と松林に代表される特徴的な景観や、波の穏やかな砂浜海岸、年間を通して過ごしやすい気候、そして東京都心部からの適度な距離感が生むのどかさから、保養地や別荘地として注目され、開発が進められました。また、鵜沼の旅館「東屋」を中心に、武者小路実篤や志賀直哉、芥川龍之介、谷崎潤一郎など、多くの文化人が滞在し、足跡を残しました。また、東海道線藤沢駅の開業に引き続き、1902年（明治35年）に江之島電気鉄道が藤沢～江の島間で、1929年（昭和4年）に小田原急行鉄道江ノ島線が開業すると、発達した交通網に支えられて行楽地化が加速し、やがては夏の一大観光地として、その名を馳せました。



旧藤沢カントリー倶楽部クラブハウス
(グリーンハウス)

■工業化と戦争

1920年代以降、交通の便がよく広い土地があり労働力の確保ができた藤沢には、多くの工場が移転・開設しました。金属加工や部品の製造などを行っていた工場の多くは、戦時下の1943年（昭和18年）にかけて軍需工場となりました。

また、藤沢には多くの軍事施設も置かれました。明治時代以降、海軍の演習場であった辻堂・茅ヶ崎海岸で、さまざまな訓練や実験が行われていました。接收された善行の藤沢カントリー倶楽部に藤沢海軍航空隊が設置され、クラブハウス

は本部として利用されました。太平洋戦争末期には、本土決戦に備え片瀬などに陸軍が配備され、江の島にも砲台が設置されました。

終戦後は、本市にも占領軍が進駐し、藤沢海軍航空隊の跡地が拠点として利用されました。また、辻堂・茅ヶ崎海岸の演習場はアメリカ軍の演習場となり、1959年（昭和34年）に返還されるまで頻繁に砲撃演習や上陸演習が行われました。

■現代の藤沢

1950年代後半、片瀬海岸が「東洋のマイアミビーチ」として売り出されると、都心からのアクセス性の高さもあり、海水浴客が大勢訪れました。1960年代半ばにピークに達して以降は、海水汚染などの影響もあり次第に落ち着きをみせるようになりますが、その後も「湘南」の中心として多くの観光客が訪れています。



片瀬東浜海水浴場

また、昭和30年代に軍事施設の跡地などへの工場の誘致も行われ、戦前から操業していたものも含め、本市の工業都市としての性格が補強されていきました。現在は、一部の工場の跡地に商業施設が開業し、市内外から多くの人を集めています。

1960年代以降は、大都市近郊のベッドタウンとしての需要が高まり、藤沢や辻堂、善行などで団地の建設が進められました。また、自治体主導の都市整備も進められ、湘南ライフタウンをはじめとする大規模な宅地開発や区画整理が行われました。

第2章

藤沢郷土資源の概要

第2章 藤沢郷土資源の概要

1 指定・登録文化財の概要と特徴

2026年（令和8年）3月1日現在、本市には文化財保護法に基づく「国指定文化財」が9件、「国登録文化財」が42件所在しています。また神奈川県文化財保護条例に基づく「県指定文化財」が13件、藤沢市文化財保護条例に基づく「藤沢市指定文化財」が90件あります。文化財の保存技術に選定されているものはありません。

表6 指定等文化財件数一覧（2026年（令和8年）3月1日現在）

類型		国指定・選定	国選択	県指定	市指定	国登録	合計	
有形文化財	建造物	0	-	0	11 ^(※4)	42	53	
	美術工芸品	絵画	3(1)	-	4	5	0	12
		彫刻	2	-	0	11	0	13
		工芸品	0	-	3	3	0	6
		書跡・典籍	2	-	1	3	0	6
		古文書	0	-	0	1	0	1
		考古資料	1	-	0	3	0	4
		歴史資料	0	-	0	6	0	6
無形文化財		0	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	-	2	22	0	24	
	無形の民俗文化財	0	0	2	8	0	10	
記念物	遺跡	1	-	0 ^(※3)	10	0	11	
	名勝地	0	-	1 ^(※3)	0	0	1	
	動物・植物・地質鉱物	0	-	0	7	0	7	
文化的景観		0	-	-	-	-	0	
伝統的建造物群		0	-	-	-	-	0	
合計		9(1)	0	13	90	42	154	

※1 ()内は国指定・選定文化財の内の国宝の数。

※2 制度として存在しないものは「-」と示しています。

※3 県指定史跡・名勝である江ノ島は、本表では名勝地として計上しています。

※4 市指定建造物には、江の島弁財天道標12基を1件として計上しています。

2 未指定文化財の概要と特徴

本市では文化財総合調査等の成果により、2026年（令和8年）3月1日現在、8,931件の未指定文化財を把握しています。未指定文化財については今後、新たな調査等によって存在や価値が把握されていくものがあります。未指定文化財であっても、本市の歴史文化※の特徴を表す大切な藤沢郷土資源が多くあります。必要に応じて指

定や登録などを行い、次世代に継承していかなければなりません。

なお、文化財保護法に規定されている文化財である埋蔵文化財は、本表では「包蔵地」として、「神奈川県遺跡台帳」に登載されている周知の埋蔵文化財包蔵地の数を計上しています。また、本計画では文化財保護法で規定される文化財のほかに、「伝承・民話」・「地名」・「道」という枠組みを設定しています。

表7 未指定文化財件数一覧（2026年（令和8年）3月1日現在）

類型		合計	
有形文化財	建造物	94	
	美術 工芸品	絵画	170
		彫刻	361
		工芸品	306
		書跡・典籍	51
		古文書	317
		考古資料	118
		歴史資料	2,374
無形文化財		0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	1,783	
	無形の民俗文化財	24	
記念物	遺跡	130	
	名勝地	5	
	動物・植物・地質鉱物	2,035	
文化的景観		4	
伝統的建造物群		1	
包蔵地		355	
文化財の保存技術		0	
その他	伝承・民話	332	
	地名	456	
	道	15	
合 計		8,931	

※歴史文化…地域に固有の風土の下、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動などの成果及びそれらが存在する環境を総体として把握する概念。（文化庁パンフレット「地域総がかりでつくる文化財保存活用地域計画－歴史文化で魅力ある地域へ－」より引用）

3 類型ごとの概要と特徴

(1) 有形文化財

■建造物

市指定が11件、国登録が42件あります。市指定の多くは社寺に関するもので、仏堂や門・鳥居・燈籠や、検校の杉山和一が寄進したと伝わる江の島弁財天道標、市内の旧家の家屋などが指定されています。国登録は、藤沢宿のかつての様子を伝える桔梗屋など、市内各地の歴史的建造物が登録されています。未指定文化財は、社寺建築や、片瀬カトリック教会をはじめとする近現代の特徴的な建築などを把握しています。



青銅鳥居

■絵画

国指定が3件、県指定が4件、市指定が5件あります。国宝の絹本着色一遍上人絵伝をはじめ、ほとんどが清浄光寺（遊行寺）の所有で、時宗総本山としての由緒を感じさせます。市指定のうち3件は江の島に関連するもので、江島神社の八方睨みの亀の絵や、江嶋縁起などがあります。未指定文化財は、社寺の障壁画などを把握しています。



絹本着色一遍上人絵伝（部分）

■彫刻

国指定が2件、市指定が11件あります。すべて仏像で、市内各地の社寺などに伝わるものです。国指定の木造薬師如来坐像及び木造弁才天坐像はどちらも鎌倉時代のものです。当時の作風をよく伝えています。未指定文化財は、各地の社寺に伝わる仏像などを把握しています。



木造弁才天坐像

■工芸品

県指定が3件、市指定が3件あります。内訳は刀剣2振と、寺の鐘3口、そして雲板1枚です。県指定の太刀 銘 肥前国佐賀住河内大掾藤原正広作は、肥前国蓮池城主の鍋島甲斐守が江島神社に奉納したものと伝わります。未指定文化財は、清浄光寺（遊行寺）の所有する舶載磁器や、宗賢院に伝わる茶釜などを把握しています。



清浄光寺の銅鐘

■書跡・典籍

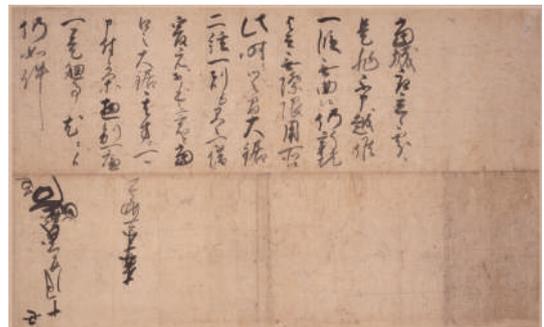
国指定が2件、県指定が1件、市指定が3件あります。すべて市内の社寺に伝わるもので、国指定の六時居讃・安食問答は2帖で1件の指定となっており、鎌倉時代末～南北朝時代の書跡として貴重な資料です。未指定文化財は、清浄光寺（遊行寺）などの市内の社寺に伝わるものを把握しています。



安食問答

■古文書

市指定が1件あります。市指定の森文書は、小田原北条氏に仕えた大鋸引の棟梁であった森家に伝わる文書で、中世の藤沢の様子を伝える重要な歴史資料です。未指定文化財は、市内の旧家などに伝わる文書類などを把握しています。



森文書

■考古資料

国指定が1件、市指定が3件あります。市指定の3件は、県内でも貴重な人面墨書土器及び金銅装単鳳環頭大刀と、かつての鶴沼地域の地名である「土甘」と刻まれた土師器です。未指定文化財は、市内各地の遺跡から出土した多くの考古遺物があります。なお、国指定の壺形土器は市内出土のものではありません。



土甘刻書土師器

内底面

■歴史資料

市指定が6件あります。江戸時代の相模国の名所旧跡を記した地誌である相中留恩記略や、説教節で知られる小栗判官伝承の関連資料などを指定しています。未指定文化財は、藤沢を描いた浮世絵などがあります。

(2) 無形文化財

本市には、指定・未指定ともに無形文化財に分類される藤沢郷土資源はありません。

(3) 民俗文化財

■有形の民俗文化財

県指定が2件、市指定が22件あります。多くは市内に点在する庚申供養塔で、そのうち江の島島内に所在する群猿奉賽像の庚申供養塔は、ユニークな構図が特徴的です。藤沢の信仰用具コレクションは農村地域の正月飾りなどが体系的に整理されたものです。そのほか、鵜沼と辻堂の人形山車は、明治時代の藤沢の豊かさを伝えています。未指定文化財は、大山道などの道標や道祖神などの石造物を把握しています。



木造小栗満重坐像



群猿奉賽像の庚申塔

■無形の民俗文化財

県指定が2件、市指定が8件あります。県指定の相模のささら踊りや江の島囃子など、各地の祭りや生業に関する民俗芸能が指定されており、市内各地の特徴的な生業や社会構造を今に伝えています。未指定文化財は、麦打ち唄のような民謡や各地の祭りなどを把握しています。



江の島囃子

(4) 記念物

■遺跡

国指定が1件、市指定が10件あります。国指定の藤沢敵御方供養塔や、市指定では杉山和一など藤沢にゆかりのある人物の墓、大庭城跡をはじめとする重要な遺跡のほか、伝承地などが指定されています。未指定文化財は、本市に所在する社寺や、各地の伝承地などを把握しています。



杉山和一の墓

■名勝地

県指定史跡・名勝の江ノ島が該当します。本市を代表する景勝地である江ノ島は、かつては国指定でしたが、1964年（昭和39年）東京オリンピックの開催にともない指定解除された経緯があります。未指定文化財は、片瀬から辻堂にかけての砂浜海岸などを把握しています。



© 公益社団法人藤沢市観光協会

江ノ島

■動物・植物・地質鉱物

植物の市指定が7件あります。常光寺の樹林や清浄光寺（遊行寺）の大イチョウなど、社寺の境内に所在する古木や樹林のほか、貿易商サムエル・コッキングが持ち込んだとされる樹木などがあります。未指定文化財は、植物は社寺や旧家の敷地内に残るタブノキやスダジイといった巨木、地質鉱物は天岳院で出土したナウマンゾウ化石や江の島で出土したミウラニシキの化石などを把握しています。



常光寺の樹林

(5) 文化的景観

本市に、文化的景観の選定はありませんが、文化的景観に相当する藤沢郷土資源として、鵠沼の玉石垣や江ノ島電鉄の走る風景などがあります。



© 公益社団法人藤沢市観光協会

江ノ島電鉄の走る風景

(6) 伝統的建造物群

本市に伝統的建造物群保存地区の選定はありませんが、伝統的建造物群に相当する藤沢郷土資源として、旧東海道藤沢宿地域が考えられます。

(7) 包蔵地

埋蔵文化財が所在している土地のことを埋蔵文化財包蔵地といい、現在、本市で355か所が周知されています。

(8) 文化財の保存技術

本市に選定・未選定ともに文化財の保存技術に分類される藤沢郷土資源はありません。

(9) その他

■伝承・民話

江嶋縁起や舟地蔵伝承など、大小さまざまな伝承や民話が伝わっており、332件を把握しています。

■地名

各地の大字・小字として、456件を把握しているほか、通称地名なども各地に残っています。

■道

東海道をはじめとする市内を通る主な道や、JR東海道本線などの市内を通る鉄道、計15件を把握しています。

第3章

藤沢市の歴史文化の特徴

第3章 藤沢市の歴史文化の特徴

本市には、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えてきた貴重な藤沢郷土資源が数多く存在しています。多様な藤沢郷土資源とそれらを生み育んだ自然的・地理的環境、社会的状況、歴史的背景等を総合的に把握した概念である歴史文化の特徴は、藤沢らしさを構成するものです。

そこで、本章では、第1章及び第2章を踏まえ、本市における歴史文化の特徴を、五つに分類・整理しました。

1 水が造りあげた大地のかたち～地形を巧みに利用した人々の営み～

概要

相模野台地の南端部に位置する本市は、水源に恵まれた土地です。水によって形作られた特徴的な地形は、さまざまな用途で人々の営みを支えてきました。

■台地の地形

相模野台地の南端部に位置する本市は、水に恵まれた土地で、3万年以上前から人類が生活していました。特に、川や湧水により形成された舌状台地や谷戸は、好んで利用されました。

■舌状台地の土地利用

舌状台地は見晴らしがよく水源にも近いため、多くの集落遺跡が遺されています。舌状台地の川に囲まれ切り立った地形が防御に適していたことから、中世に山城として利用されます。防御施設には、掘削が容易で滑りやすい性質を持つ台地上に堆積したローム層も有効活用されました。

■谷戸の土地利用

台地や丘陵の端部には湧水が多くみられ、湧き出た水により形成された谷戸は、古くから水源として利用されました。そのため、谷戸の周囲の高台に集落遺跡が多く遺されています。時代が下ると、谷戸の内部も耕作地として利用されるようになりました。現在は、貴重な自然環境を残す場所としても注目され、保護されています。



遠藤笹窪谷戸

■台地中央の土地利用

台地中央の平坦な土地は、近代以降、飛行場や軍学校が設けられました。これらの広い土地は、戦後は工場として利用されるようになります。また、丘陵地帯は切り開かれ、多くの人々が暮らすベッドタウンにその姿を変えていきました。



図14 水が造りあげた大地のかたち～地形を巧みに利用した人々の営み～イメージ

2 湘南の海と砂丘～相模湾がもたらした多彩な恵み～

概要

湘南を代表する観光地の一つである藤沢南部は、海の賜物といえます。海がもたらした多彩な恵みは、藤沢を「湘南」たらしめ、発展の礎となりました。

■湘南は海の賜物

本市の南部に広がる湘南砂丘は、海と川が運んだ砂により形作られました。今では湘南を代表する観光地の一つであるこの地域は、海の賜物といえます。



現存する湘南砂丘の景観（辻堂元町）

■暮らしを支える海

相模湾の海産物は、海浜部に生きる人々の生活に欠かせないものでした。また、海は地域間交流の基盤としての役割も持ち、集落の発展につながりました。片瀬丘陵に造営された数多くの横穴墓群は、彼らの繁栄を物語ります。

■海が作った景観

地殻変動と海による浸食作用で形作られ、陸繋砂州（トンボロ）で陸地と繋がる特徴的な景観を持つ江の島は、古くから多くの人々に愛され、信仰の対象として、あるいは旅の目的地として、大いににぎわいました。海と砂丘が織りなす景観は、近代以降の保養地としての開発につながりました。

■海と研究

本市では、豊かな海と、そこに暮らす生物にまつわる研究も早くから行われてきました。モースの臨海実験所を皮切りに、現在は新江ノ島水族館により、相模湾の生物を中心とした研究が盛んに行われています。

■海がもたらす観光

海浜部の、一年を通して過ごしやすい気候と砂丘の景観が彩る保養地に適した風土は、本市南部の開発と振興に大いに寄与しました。海岸のにぎわいは映画や物語の舞台となり、サーフィンなどの若者文化をベースとする湘南ブランドを生み出しました。



図15 湘南の海と砂丘～相模湾がもたらした多彩な恵み～イメージ

3 信仰が集めた人と物～願いがもたらした藤沢の歴史文化～

概要

本市に所在する社寺は、人々の信仰を集め、また多くの人や物を集めました。それらにより生み出された藤沢郷土資源が、藤沢の歴史文化を特徴づけています。

■信仰を集めた藤沢の社寺

本市には、多くの人々の信仰を集めた社寺が所在しています。なかでも、江の島の弁財天と清浄光寺（遊行寺）は全国的に有名です。このような社寺やそこで行われる祭りは、人々の願いを集めながら、大きな存在となっていきました。

■信仰と武士

江の島と清浄光寺は、中世以降、多くの武士に厚く信仰され、時の権力者の厚い保護を受けてきました。社寺に伝わる宝物の数々は、それを示す証といえます。また、宗賢院や養命寺、サバ神社や御霊神社など、市内には伝承や祭神などで武士にゆかりのある社寺が多く存在します。

■信仰と旅

江の島や清浄光寺は、江戸時代には庶民の間でも広く知られるようになります。弁財天信仰の広まりや旅の流行により、信仰の対象あるいは旅の名所として、多くの人が訪れました。大山詣りも藤沢宿の発展を語るうえでは欠かせないものです。

■信仰と伝承

各地に祀られた社寺は、その土地の言い伝えにまつわる場でもあります。義経伝説にゆかりの白旗神社や、日蓮上人の伝説にちなむ龍口寺など、社寺の成り立ちそのものに伝説が関わるものもあれば、長生院のように小栗判官伝説の舞台となったものもあります。伝説や伝承は地域の人々に親しまれるのはもちろん、遠方から人々が訪れるきっかけでもありました。

■信仰と祭り

市内各地の社寺では、江の島天王祭（市指定）や龍口寺の龍口法難会など、特徴的な祭りが催されています。地域の人々により連綿と受け継がれてきたこれらの祭りは、地域を特徴づける大事な要素です。



天王祭



図16 信仰が集めた人と物〜願いがもたらした藤沢の歴史文化〜イメージ

4 藤沢を形作った陸の道・海の道 ～東海道とさまざまな道が呼び込んだ発展～

概要

本市は東海道や多くの街道が交差する交通の要衝です。
それらの道は多くの人や物をもたらし、発展を呼び込みました。

■街道の交差点、藤沢

本市の発展は、多くの道に裏付けられたものともいえます。東海道をはじめとする複数の主要な街道のほかにも、海路や鉄道も本市の発展には欠かせない道です。

■東海道と参詣の道

藤沢は、東海道から江の島道と大山道が分岐する場所です。特に江の島は江戸からほど近く、旅の目的地として人気を博し、藤沢宿は参詣者で大いににぎわい、発展していきました。



歌川広重
「東海道 七 五十三次 藤沢」(隸書版東海道)

■街と村をつなぐ道

本市の北部で生産された農作物の流通に、八王子道や厚木道などが大きな役割を持ちました。これらの道は農村と街を結び、近代以降の藤沢宿は問屋街としても栄えます。長後や用田などの街道の交差点もそれぞれ独自の発展を遂げました。

■全国につながる海の道

南を相模湾に面する本市には、海の道も欠かせないものでした。片瀬湊は境川の河口に位置し、小規模ながら境川上流や本市の北部の農村で生産した小麦などの農作物を全国に運ぶ玄関口として、本市の流通を支えました。

■観光と流通を支える鉄の道

東海道線藤沢駅の開業を皮切りに、江ノ島電鉄、小田急江ノ島線と、本市には早期に鉄道網が発達しました。交通の利便性の高まりは、観光地としての本市の発展を後押しし、また商いや物流にも活用されました。



図17 藤沢を形作った陸の道・海の道～東海道とさまざまな道が呼び込んだ発展～イメージ

5 さまざまな風土によって生み出された多様な生業 ～多彩な地理的特徴に基づいた藤沢の地域色～

概要

藤沢市域は、台地や砂丘、海や川など多彩な地理的特徴を持ち、一つの市内に豊かな地域色があります。場所により大きく変わる顔つきは、藤沢らしさの一つです。

■さまざまな風土が生んだ生業

藤沢市域は、台地や砂丘、海や川など多彩な地理的特徴を持ちます。それらは多様な生業を各地に生み出し、地域色を形成しました。

■台地の生業

台地上では、麦や大豆、甘藷などの畑作が行われ、水田は谷戸などで湧水を利用して営まれていました。遠藤地区には「相模のささら踊り」（県指定）や昔ながらの労働歌「遠藤焼米つき唄・臼ひき唄」（市指定）、「麦打ち唄」なども伝えられています。

■砂丘の生業

砂丘では、かつては沿岸部において地引き網が盛んで、肥料である干鰯の生産が行われました。この地域では、氏神の祭礼での「人形山車」（鵜沼皇大神宮・辻堂諏訪神社の人形山車は市指定）の巡行が特徴です。現在も使用されている人形山車は、いずれも明治時代初期から中期に製作されたと伝わっており、当時の村々が経済的に豊かであったことがうかがえます。



人形山車（皇大神宮）

■街の生業

東海道の宿場から発展した藤沢は、その資本を基にして開業した肥料商などのさまざまな問屋が軒を連ね、一大商業地域となりました。特に肥料商は農村との関わりが深く、「白旗勘定」といわれる、肥料と種子苗を農家に貸し付け、収穫物で支払わせるという商習慣もありました。

■島の生業

江の島では漁業と宿屋業が主な生業でした。江の島を参詣する人々の楽しみの一つは、豊かな海産物を味わうことにあり、伝統的な技術を持つ磯猟の猟師がこれを支えていました。また、江島詣の隆盛にともない、岩本院をはじめとする宿坊のほか、島民の旅籠屋や土産物屋が軒を連ね、のちに旅館業、土産店・飲食店などへと転化していきました。

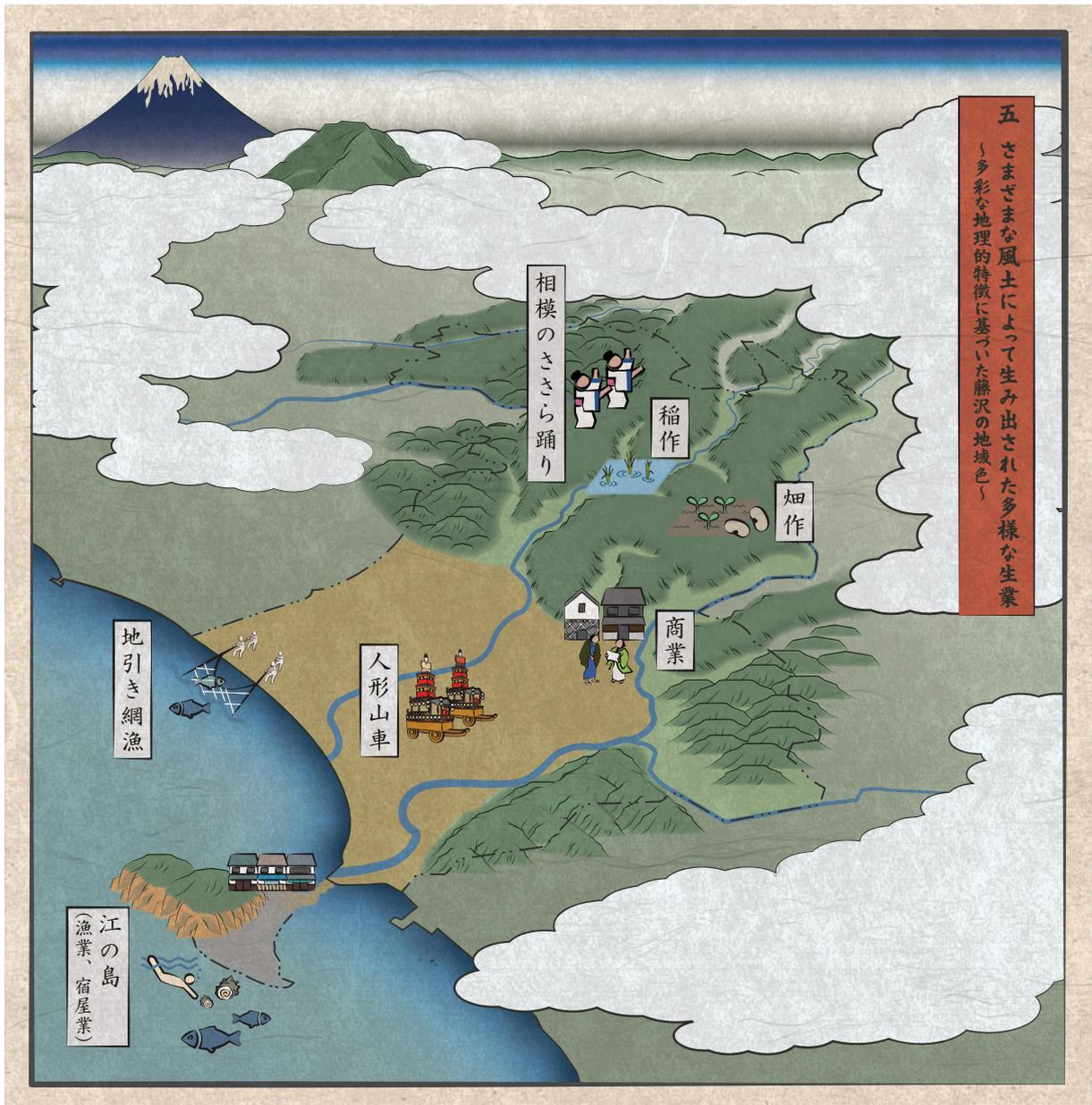


図18 さまざまな風土によって生み出された多様な生業
～多彩な地理的特徴に基づいた藤沢の地域色～イメージ

第4章

藤沢郷土資源に関するこれまでの取組・課題